

アンケート調査のおねがい (子どもの権利について)



石川県では、子どもたちが健やかに幸福な生活を送れるよう、子どもの権利を大切にし、みんなでその権利を守っていくために検討を進めている「いしかわ子どもの権利基本条例」に、みなさんの意見を反映させるため、アンケートを実施しています。

本調査は学校が行うものではありませんので、成績への影響など、あなたに不利益なことはまったくありません。また、あなたの回答内容を先生や学校が見ることもありません。この調査は無記名で行い、回答内容はすべて統計的に処理されますので、あなたの回答が特定されたり、外部に知られることも決してありません。

みなさんの回答一つ一つが貴重なものであり、より良い子ども施策を実施していくためにも、できるだけ多くの方のご意見が必要です。ぜひ調査にご協力いただきますようお願いいたします。

また、子どもと大人と一緒に子どもの権利や条例について考える意見交換会を11月2日（日）に開催します。意見交換会に参加して直接意見を発言してくれる生徒を募集していますので、興味のある方はチラシをご覧ください、ぜひご応募ください。

2025 年 9 月

石川県

アンケートご回答にあたってのお願い

アンケートは、11月30日（日）までに回答してください。

●アンケートはスマートフォン、タブレット、パソコンのいずれかでご回答ください。

右下のQRコードを読み取るか、回答用URLを入力し、回答ページへ入ってください。

●所要時間は3分程度です。無記名です。

●回答は、選択肢を選ぶ場合と、具体的な内容を入力する場合があります。

説明文の注意書きにしたがってご回答ください。

アンケート回答用URL

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/questionnaire.html



[このアンケートに関するお問い合わせ先]

石川県健康福祉部少子化対策監室 担当：子ども・子育て企画グループ

TEL:076-225-1447 平日（月～金）9:00～17:00

／あなたの声を聴かせてください／

子どもの権利に関する

意見交換会

参加者募集



石川県では、子どもの権利が守られる社会の実現に向け、「いしかわ子どもの権利基本条例」制定の検討を進めています。

このたび、県と県子ども政策審議会は、広く県民の皆様からご意見を伺う意見交換会（公聴会）を開催いたします。

日時

令和7年11月2日(日) 13時～15時

テーマ

いしかわ子どもの権利基本条例(案)について

場所

石川県庁行政庁舎1階101会議室（金沢市鞍月1-1）条例案について

募集人数

石川県民の方10名 児童・生徒・学生 5名／その他 5名程度
※応募多数の場合は抽選となります。

申込方法

次のいずれかの方法により、お申し込みください

[WEB] 石川県電子申請システムの応募専用フォームに入力▼

[FAX] チラシ裏面に記入して送付

石川県少子化対策監室（FAX：076-225-1423）

締め切り

令和7年10月13日(月) 16時

参加連絡は10月21日(火)までにメールでお知らせします

備考

- ・審議会委員・県職員が参加しての意見交換を予定しています。意見交換の結果は、条例制定にあたって参考とさせていただきます。
- ・会場内では、取材メディアによる撮影が行われる可能性があります。
- ・当日の様子は、後日県のホームページに公開予定です。また、県公式SNSなど、広報媒体での発信や、テレビ・新聞・WEBなどに掲載される場合があります。



内容についての
お問合せ先

石川県少子化対策監室

TEL：076-225-1447 / E-mail：e150300@pref.ishikawa.lg.jp



ふりがな
氏 名

住 所 〒

電 話
(日中連絡がつく番号)

メールアドレス

年 齢 _____ 歳

職 業

応募動機

子どもの権利に関する意見交換会にお申込みいただきありがとうございます。
参加連絡は、10月21日（火）までにメールでお知らせします。

[FAX送信先] 石川県少子化対策監室 FAX：076-225-1423

“子どもの権利”って知ってる？

子どもの権利とは・・・子どもが健やかに幸福な生活を送るために必要なもの。
すべての子どもが、生まれながらに持っています。

1 差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

2 子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

みんなで考えよう

子どもの権利を
“大切にす”
ということ

※「児童の権利に関する条約」等を参考

自分の権利を知り、守られることはとても大切です。それと同時に、他の人の権利も同じように大切にすることが求められます。自分の思いを伝えることと、他の人の思いに耳を傾けることの両方を大切にすることが、すべての人が安心して暮らせる社会を築くために必要であり、その実現に向けて、周囲の大人や社会全体が、子どもの成長を支えていくことが重要です。

石川県では、子どもの権利を守るための条例づくりに取り組んでいます

石川県の条例について

子どもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするためには、社会全体で子どもの権利を守ることが必要です。

石川県では、子どもたちの権利を守るための条例づくりを進めています。県民の皆さんが子どもの権利について理解を深め、子どもにとってよりよい環境づくりに関心を持っていただけるよう、皆さんとともに取り組んでいきます。

アンケート実施中 /

詳しくはこちら▶



みんなはどう思う？ 子ども・若者意見箱

石川県では、子どもの意見を社会づくりに活かすため、子ども・若者のみなさんの声を集めています。石川県をよくするアイデア、もっとこうなるといいなと思うことなどを聴かせてください。



問い合わせ先



石川県少子化対策監室

TEL 076-225-1447

E-mail e150300@pref.ishikawa.lg.jp